

発議第 1 号

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規則案を提出する。

平成 27 年 3 月 25 日

提出者 議会運営委員会 委員長 堀 井 秀 昭

庄原市議会議長 様

(提案理由)

委員会での表決に、押しボタン式投票を導入することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 131 条第 2 項中「記名又は無記名」を「記名、押しボタン式又は無記名」に改める。

第 132 条第 1 項中「記名又は無記名」を「記名、押しボタン式又は無記名」に、同条第 2 項中「記名投票と無記名投票」を「2 以上の投票」に改める。

第 133 条の次に次の 1 条を加える。

（押しボタン式投票）

第 133 条の 2 押しボタン式投票を行う場合は、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことによって投票をしなければならない。

第 135 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第 30 条（投票の終了）、第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。